

# 日立都市計画

(日立市、常陸太田市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

茨 城 県

## 目 次

1. 都市計画の目標	日立	1
1) 都市計画区域の名称及び範囲	日立	1
2) 都市づくりの基本理念	日立	1
3) 地域ごとの市街地像	日立	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	日立	5
1) 区域区分の決定の有無	日立	5
2) 区域区分の方針	日立	6
3. 主要な都市計画の決定の方針	日立	7
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	日立	7
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	日立	13
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	日立	18
4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	日立	19

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市計画区域の名称及び範囲

名 称 : 日立都市計画区域

範 囲 : 日立市及び常陸太田市の各一部

### 2) 都市づくりの基本理念

本区域は、県の北部、東京都心から概ね 120km 圏内に位置し、区域の一部は首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されている。

本区域においては、国道 6 号、245 号、293 号、349 号、常磐自動車道、J R 常磐線、茨城港日立港区など広域的な交通体系の整備の進展などによって、早くから鉱工業都市として栄えた日立市を中心に、人口や産業の集積が進んできた。

また、太平洋に面した臨海部と中山間地からなる本区域においては、久慈川や里川などの河川が流れ、鶉の岬や伊師浜などの美しい海岸があり、山地の多くは高鈴県立自然公園、太田県立自然公園に指定され、緑豊かな溪谷や森林が残されているほか、西山荘、瑞龍山などの歴史的・文化的遺産も数多くある。そのため、都市化の進展によるこれらの貴重な自然環境への影響が懸念される場所である。

今後、本区域を含む県北地域※は、産業・観光の発展や交流促進の基盤となる広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境をいかした観光、移住・二地域居住や、地域の歴史や芸術、伝統文化をいかした多彩な交流が活発に行われる、ゆとりと潤いのある魅力的な地域を形成することが必要である。

また、本県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワークの構築、自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められている。

さらに、東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害から得られた教訓を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

これらを踏まえて、本区域では、次のとおり都市づくりを進める。

- ひたち臨海クリエイティブゾーン※として、高度なものづくり産業の集積や、革新的技術の進展などにより、活力ある産業拠点の形成を目指す。
- 奥久慈清流里山ゾーン※として、農林畜産物の独自ブランドの確立、充実した生活支援サービスや安定した雇用の確保などにより、自立した中山間地域としての発展を目指す。

※ 茨城県総合計画で設定した 5 地域と 11 のゾーン

- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

### 3) 地域ごとの市街地像

本区域における地域ごとの市街地像は次のとおりである。

#### ① 日立市街地地域

本地域の中心市街地である日立駅周辺、常陸多賀駅周辺等においては、今後とも市街地の再整備と高度利用により、都市機能の集積を高める。

また、駅周辺には大規模工場が立地していることから、産業機能の高度化とあわせて、周辺住宅地と調和した良好な市街地環境の形成を図る。古くから形成された住宅地については、居住環境における一層の安全性や快適性の確保に努める。

さらに、本地域は山と海に挟まれ、豊かな自然に恵まれていることから、今後とも自然環境の保全を図るとともに、市街地内の河川や樹林などの自然と調和した整備を進める。

#### ② 常陸太田市街地地域

本地域は、県北地域の商業の中心地として栄え、鯨ヶ丘と呼ばれる台地に問屋を中心とした商店街が形成されてきた。

町屋や蔵など歴史的建物が残る鯨ヶ丘の中心市街地では、歴史的な街並みをいかした居住環境の向上や商店街の活性化を進める。交通利便性の高い国道 349 号沿道や、地域の玄関口となる常陸太田駅周辺、新たな顔となる市役所周辺においては、特性をいかした都市機能の集積を図る。

また、水戸徳川家の歴代の墓所である瑞龍山や徳川光圀の隠居所であった西山荘などの歴史的な資源や、豊かな自然環境をいかした観光の拠点づくりやネットワークづくりを進める。

#### ③ 十王市街地地域

本地域は、日立市街地地域と連担して市街地が形成されており、十王駅前において土地区画整理事業の実施により、商業機能の集積や周辺での良好な住宅地の形成が進められている。今後とも、十王駅周辺を地域の生活拠点として育成していくため、商業・業務施設の適切な立地誘導を図る。

市街地の周辺には、十王ダム湖畔の緑地や伊師浜海岸など、山と海の豊かな自然があり、自然環境を保全しつつ交流拠点としての活用を進める。

#### ④ 工業系市街地地域

本地域は、日立市街地地域での大規模工場のほか、常陸太田工業団地、伊師工業団地など計画的な工業地域が整備されている。また、茨城港日立港区では計画的な整備を推進し、立地企業によるLNG（液化天然ガス）基地の整備などが進められており、今後とも、本県の産業拠点となる地域として良好な生産環境の維持と産業機能の集積の強化に努める。

また、市街地内の大規模工場の周辺の工業地では、居住環境との調和を図りつつ、良好な生産環境の維持・向上を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりである。

#### ① 経緯

本区域は、首都圏整備法に基づく都市開発区域にあつて、昭和 46 年に区域区分を定め、区域における市街化圧力を適切に制御し、計画的な土地利用を進めてきたところである。

#### ② 判断理由

良好な環境を有する市街地の形成については、公共投資を集約し、効率的・効果的な都市基盤施設の整備を行う必要がある。

また、本区域においては、人口の社会減は続いているものの、昼間人口が多く、世帯数は増加が続いているため、開発需要が高まることによる市街地拡散を適正に制御する必要がある。

さらに、農地転用率は低い傾向にあるが、農地を保全していくために、今後とも計画的な土地利用のコントロールを継続していく必要がある。

これらのことを踏まえると、県北地域の拠点都市であり、鉦工業都市としてさまざまな都市機能の集積を図ってきた本区域においては、市街化圧力を適切に制御し、計画的な都市基盤施設の整備を図りながら都市機能の集約を図り、コンパクトな都市づくりを進めるため、継続して区域区分を定める必要がある。

## 2) 区域区分の方針

### ① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	211.7 千人	おおむね 199.1 千人
市街化区域内人口	180.2 千人	おおむね 169.8 千人

### ② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次		平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額	12,802 億円	15,885 億円
	卸小売販売額	3,641 億円	4,287 億円
就業構造	就業人口	第 1 次産業	2.3 千人
		第 2 次産業	30.8 千人
		第 3 次産業	53.1 千人
		合計	89.7 千人
		90.2 千人	

※就業人口の合計は分類不能を含む

### ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 27 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	5,686ha	おおむね 5,715ha

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

日立市街地の日立駅や常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅の各駅周辺や旧久慈浜駅周辺、川尻港と河原子港の周辺、国道 6 号と 245 号の沿道、常陸太田市街地の常陸太田駅周辺や国道 293 号と 349 号の沿道等に商業・業務地を配置する。

このうち、日立駅周辺の商業・業務地は、旧来より県北地域における商業・業務の中心として栄えてきたが、近年、にぎわいと活力を失いつつあるため、駅周辺の活性化に向け、魅力ある都市空間を創出しつつ、交通結節点及び交流拠点としての機能向上を図ることによって、広域を対象とした商業・業務機能のほか、行政、文化、娯楽などの高次都市機能が集積する都市拠点の形成を図る。

常陸多賀駅周辺は、商業・業務地として計画的な整備を進める。

大甕駅周辺については、大学や企業、研究機関等の集積をいかしながら、南部地区の玄関口としてふさわしい商業・業務地としての計画的整備を進める。

常陸太田市街地の国道 293 号や 349 号の沿道では、幹線道路に面した利便性をいかし、商業・業務機能の集積を図る。

その他の商業・業務地においては、それぞれの地域の特性をいかしつつ、地域を対象とした商業・業務機能の整備を図る。

###### b 工業地

計画的な整備を図る工業地として、常磐自動車道日立北インターチェンジの周辺や常陸太田工業団地、伊師工業団地等の他、茨城港日立港区や日立市街地内の大規模工場地等を配置する。

このうち、日立市街地内の大規模工場地は、電気機械産業などの本県を代表する産業拠点を形成していることから、引き続き生産機能や研究開発機能の整備・充実を図る。

その他、大規模工場地の周辺に既存の工場等による工業地を配置する。

さらに、工業地内において企業跡地などの大規模な都市的未利用地がある地区では、企業誘致を進めるほか、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応するため、土地利用の変更などを検討する。

また、常磐自動車道のインターチェンジ周辺等については、広域的な交通ネットワークの整備効果をいかし、地域経済を牽引する産業集積を進めるため、産業用地の開発を検討する。

###### c 流通業務地

茨城港日立港区周辺に流通業務地を配置する。同流通業務地は、国際貿易港である茨城港を中心として、常磐自動車道などへの交通アクセスの良さや北関東自動車道の整備による波及効果をいかし、北関東地域の物流拠点として機能の整備・充実を図る。

**d 住宅地**

台原団地や金沢団地、グリーンタウン上合団地、佐竹南台、真弓ヶ丘、四季の丘はたそめなど市街地開発事業等によって計画的に整備された住宅地においては、今後とも良好な居住環境の維持に努める。

その他、土地区画整理事業等によって整備された地区以外の住宅地は、道路・公園等の都市施設の整備を図るなど住宅地としての良好な環境の形成に努める。

**② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針**

**a 商業地・業務地**

日立駅周辺や常陸多賀駅周辺など広域を対象とした商業・業務機能を担う地区では、建築物の高度利用等を進め、高密度の土地利用を図り、それ以外の商業・業務地では、周辺環境に配慮しつつ、中・低密度の土地利用を図る。

**b 工業地**

常磐自動車道日立北インターチェンジ周辺の工業地や、常陸太田工業団地、伊師工業団地、日立市街地内の大規模工場地等においては、周辺の環境保全などに配慮し、緩衝緑地や十分なオープンスペースを確保しつつ低密度の土地利用を図る。

また、大規模工場地周辺の工業地においては、周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ中・低密度の土地利用を図る。

**c 流通業務地**

茨城港日立港区周辺の流通業務地においては、周辺の住宅地の居住環境に配慮しながら低密度の土地利用を図る。

**d 住宅地**

川尻観音前地区や東滑川地区など計画的な整備を図る住宅地では、歩道や植樹帯を確保しながら、一戸建ての住宅が主となる低密度の土地利用を図る。

また、中心市街地の周辺や幹線道路に面した住宅地においては、中高層の集合住宅の立地が可能となる中密度の土地利用を図る。

### ③ 市街地における住宅建設の方針

市街地に残る農地や工場跡地などの低・未利用地のうち、住宅地として適した地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、道路や公園などの都市施設の整備を計画的に進め、ゆとりある良好な居住環境の創出を図る。

また、既に土地区画整理事業等が完了した地区においては、地区計画制度や建築協定等の規制・誘導策を導入し、良好な居住環境の維持・保全に努める。

中心市街地においては、商業・業務などの都市機能が集積した利便性をいかし、周辺環境に配慮しながらマンションなどの良質な集合住宅の供給を促進する。

一方、スプロール的に形成された小規模開発地など、宅地が狭小で、道路・公園などの都市施設の整備が不十分な地区においては、居住環境や防災の面などで問題を抱えているため、都市施設の整備と併せて住宅の不燃化・耐震化を促進し、良好な居住環境の形成を図る。

公営住宅等については、「茨城県住生活基本計画」に基づき、既存ストックの適切な維持保全及び更新・再編に努める。

### ④ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

#### a 土地の高度利用に関する方針

日立駅、常陸多賀駅周辺等の商業・業務地においては、近年、にぎわいや活力を失いつつあるため、土地の高度利用を行うことによって商業・業務施設の集約化による拠点性の向上や、駐車場の整備によるアクセス性の向上を図り、魅力的な商業・業務地への転換を進め中心市街地の活性化に努める。

#### b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

駅前などの中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

また、商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

**c 居住環境の改善又は維持に関する方針**

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、工場等が混在している住宅地においては、地区計画制度や特別用途地区制度などを活用し、居住環境の改善を図る。

土地区画整理事業等によって住宅団地の開発が行われた地区においては、地区計画制度等を活用し、良好な居住環境の維持を図る。

**d 持続可能な都市づくりに関する方針**

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

**e 市街地内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

市街地に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

さらに、市街地内の農地については、農地が持つ優れた緑地機能が良好な都市環境の形成に役立つことから、農地所有者の営農意向を踏まえながら、生産緑地地区の指定や市民農園などへの活用等により保全を検討する。

そのほか、緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極的な住民参加を促すため、支援体制の確立を図る。

なお、将来にわたり保全することが適当な緑地、農地等を相当規模含む土地の区域については、用途地域の見直しや市街化調整区域への編入などについて検討を行う。

**f 良好な景観の保全及び創出に関する方針**

海岸や山並みなどの自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、中心市街地における魅力的で賑わいのある市街地景観、土地区画整理事業等によって一体的に整備された新市街地における落ち着いた市街地景観を創出する。

また、歴史的建築物が集積する街なみや貴重な文化財による歴史・文化的景観、個性的な建築物・工作物などと一体となった特徴的な景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

### a 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農山村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

### b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

久慈川や里川など河川沿いの低地部等で水害発生の恐れのある地区や、がけ近接地や危険溪流など土砂災害の危険性が高い地区については特に市街化を抑制する。

また、高鈴山から連なる斜面や臨海部等に指定された保安林などの樹林地については、市街化を抑制する。

### c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

高鈴山から連なる山々の緑地や、久慈川、里川など水辺の緑地、台地上の平地林、台地と低地の間に連なる斜面林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後ともこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

また、太田県立自然公園や高鈴県立自然公園に指定された樹林地については、今後とも積極的にこれらの自然環境や景観の保全に努める。

### d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の実情に応じて、既存集落の生活利便施設の向上や活力の維持を図る必要がある区域については、地区計画制度の導入や区域指定制度の活用について、現状の土地利用の状況や災害ハザードエリアの指定状況等を勘案しながら検討を行う。

また、計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用を検討する。

既存の工場や流通業務施設等がまとまって存する地区や、公用・公共用施設等の跡地においては、工場施設の機能向上等による産業振興や、跡地利用による地域の維持活性化を図るため、地区計画制度の活用等を検討する。

e 良好な景観の保全及び創出に関する方針

海岸、河川などの水辺空間や山林などの緑地における潤いのある自然的景観のほか、農地、集落、屋敷林、農林漁業施設などの伝統的な農漁村景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

また、寺社、保存林、常陸太田市の西山御殿跡（西山荘）や水戸徳川家墓所などの文化財をはじめとする、歴史文化などの固有の資源をいかした魅力ある景観づくり、水辺景観、緑地などの自然資源をいかした景観形成に努める。

⑥ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上・下水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、津波や浸水被害、土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における主な交通施設は、J R常磐線や水郡線の鉄道と、常磐自動車道や国道6号、245号、293号、349号などの広域幹線道路である。

本区域の中心的な都市である日立市は、東西をそれぞれ太平洋と阿武隈山脈に挟まれ細長い市街地を形成しているが、南北・東西方向の主要幹線道路の整備が遅れているため、国道6号や市街地の主要交差点では交通渋滞が慢性化している状況にある。

そのため、これらの交通を円滑に処理し、日常生活や産業活動の利便性、安全性を高めることが必要である。

また、東日本大震災などの経験をいかし、災害に強いみちづくりの実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

そこで、本区域においては、国道6号日立バイパスと国道349号バイパスの整備を推進し、常磐自動車道、国道6号、市道0139号線真弓トンネルや山側道路を中心としたはしご状の幹線道路網の整備・充実により広域交通ネットワークを構築し、都市間連携の強化を図る。また、大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進める。

また、道路交通の混雑を緩和し都市環境の改善を図るため、日立市域ではJ R常磐線や市街地間を連絡する路線バスなどの公共交通機関の積極的な利用を促すなど、総合的な交通体系の構築を推進する。

常陸太田市域では水郡線周辺の環境整備や、二次交通の接続改善を行い、鉄道やバス等を利用した地域活性化を推進する。

さらに、コンパクト+ネットワークを推進するため、ひたちBRT（バス高速輸送システム）の整備を促進し、公共交通機関と連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど、誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。

なお、長期にわたり未着手の都市計画道路については、交通ネットワーク、道路整備上の課題や代替道路の有無などについて検証し必要な見直しを行う。

## イ 幹線街路網の整備水準の目標

本県の市街地における幹線街路網の整備水準は、良好な市街地として望ましいとされる道路網密度 3.5km/km<sup>2</sup> を踏まえて、令和 17 年度の整備目標を次のとおり定め、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて街路網の整備を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
都市計画道路 (幹線街路) 整備密度 (km/km <sup>2</sup> )	全区域 : 1.5km/km <sup>2</sup> (本区域 : 1.7km/km <sup>2</sup> )	全区域 : 2.0km/km <sup>2</sup>

※都市計画道路 (幹線街路) 整備密度 : (都市計画道路 (幹線街路) 整備延長) / (市街地面積)  
※全区域 : ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

## b 主要な施設の配置の方針

### 1) 自動車専用道路

本区域においては、東京から東北地方へ延びる常磐自動車道を配置する。

### 2) 主要幹線街路

常磐自動車道と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、南北方向の国道 6 号と同バイパス、245 号、349 号と同バイパス、都市計画道路石名坂多賀線、東西方向の国道 293 号、同常陸太田東バイパス、市道 0139 号線真弓トンネル、同山側道路等を配置する。また、国道 6 号の大和田交差点付近の拡幅整備を促進する。

さらに、構想路線として、ひたちなか市と県北西部地域の連携を強化する茨城北部幹線道路の配置を検討する。

### 3) 都市幹線街路

主要幹線街路を補完し、区域内及び近隣の市街地を結ぶ都市幹線街路として、国道 461 号、県道日立いわき線、日立停車場線、日立山方線、日立笠間線、下土木内常陸太田線、都市計画道路十王北通り線、屋敷前鹿島後線、鳥井戸道畑線、川尻友部線、中所沢川尻線、堀込所沢線、大宮雨降川線、堀込田手沼線、上の内南台線、鮎川停車場線、十王堂線、大久保河原子線、大沼水木線、大甕留線、日立港線、留久慈川線、木崎稲木線、停車場関ノ上線、大甕停車場線、磯部天神林線、西宮幡線、常陸太田那須烏山線、停車場増井線等を配置する。

### 4) 港湾

茨城港日立港区は、完成自動車等を中心とした内・外貨貨物の輸送拠点として順調な発展を遂げていることから、引き続き港湾利用者等の需要に応じて機能の充実を図るとともに、利用の促進を図る。

## 5) その他

交通の結節点となる鉄道駅において、交通処理の円滑化を図るため、駅前広場の整備を促進するとともに、駅舎や駅周辺における交通施設等のバリアフリー化を図る。

特に、常陸多賀駅の周辺においては、駅利用利便性の向上、東西地区の一体化によるまちの活性化を図るため、東口交通広場や東西自由通路などの整備を促進する。

また、駅周辺など中心市街地において駐車場の整備を進め、中心市街地の利便性向上を図るとともに、パークアンドライドへの対応により鉄道利用を促進する。

さらに、BRTの整備により、交通体系の強化を図る。

### c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名等
主要幹線街路	3.2.10 留水木線（国道 245 号）
	3.3.12 下土木内石名坂線（国道 6 号）
	3.3.81 下河合瑞竜線（国道 349 号バイパス）
	3.3.86 田尻河原子線（国道 6 号バイパス）
	3.4.95 瑞龍大森線（国道 293 号常陸太田東バイパス）
都市幹線街路	3・5・16 中所沢川尻線
	3・3・46 鮎川停車場線
	3・6・48 金沢諏訪線
	3・4・68 十王北通り線
	3・4・84 新宿西宮線

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

下水道の計画については、農業集落排水や合併処理浄化槽などを含めた汚水処理施設を、それぞれの特性や地域の実情に応じて適切に配置することにより、汚水処理の早期概成を推進する。また、人口減少に伴う使用料収入や職員数の減少、既存施設の大量更新期の到来などに備え、持続可能な事業運営を推進する。

下水道の整備については、汚水処理の早期概成を目指し、人口や産業の集積状況などから優先順位をつけ整備を推進するとともに、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保や維持管理を含めたトータル費用の低減を図る。

市街地の雨水の排除については、近年の集中豪雨などを踏まえ、放流河川の整備と十分に整合を図り、排水施設の整備を進める。

## 2) 河川

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

また、河川流域において親水性などをいかした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全など、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

### イ 下水道の整備水準の目標

本区域における下水道の整備水準は、汚水処理施設の早期概成を目指すため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備と連携・役割分担したうえで、下水道普及率の目標を次のとおり定め、この実現に向けて下水道の整備を推進する。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 22 年度 (汚水処理整備完了時)
下水道普及率 (%)	85.1%	87.7%

※下水道普及率は日立市及び常陸太田市全域を対象。  
下水道普及率 = (下水道処理人口) / (行政人口)

### b 主要な施設の配置の方針

#### 1) 下水道

本区域の汚水処理については、汚水処理施設の相互連携を図りながら、下水道への確実な接続を促進しつつ、計画的な整備を着実に進めることにより、未普及地域の解消を図る。

さらに、市街地の雨水排除については、河川や農業関連の計画と調整を図り、ポンプ場や雨水管渠、調整池等の整備を進める。

#### 2) 河川

本区域の河川は、久慈川水系に属する久慈川や里川、山田川等の一級河川と宮田川や十王川等の二級河川があり、市街地内の雨水はこれらの河川に排水されている。

これらの河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

### c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりである。

種 別	施 設 名 等
流域関連公共下水道	日立市公共下水道 常陸太田市公共下水道
単独公共下水道	日立市公共下水道 日立・高萩広域公共下水道

※流域関連公共下水道：下水を排除し、処理するもので、流域下水道に接続するもの

※単独公共下水道：下水を排除し、処理するもので、市町村自ら処理場を設置管理するもの

## ③ その他の都市施設

### a 基本方針

人々の健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、火葬場やごみ処理場などの都市施設については、社会情勢の変化などを勘案し、適切な配置と整備に努めることとする。

また、既存施設を有効活用するため、設備の更新や計画的な点検、補修による長寿命化を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### 1) 火葬場

火葬場については、常陸太田市に 1 か所（常陸太田市斎場）を配置する。

#### 2) ごみ処理場

ごみ処理場については、常陸太田市に 1 か所（常陸太田市清掃センター）を配置する。

#### 3) 汚物処理場

汚物処理場については、常陸太田市に 1 か所（常陸太田市クリーンセンター）を配置する。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、これまで多賀地区をはじめとする多くの土地区画整理事業や、神峰町 1 丁目地区における市街地再開発事業などが積極的に行われてきた。

今後は、現在整備中の事業を円滑に進めるとともに、既成市街地における居住環境の改善や都市機能の更新、防災性の向上を図るための事業を重点的に行う。

特に、JR 常磐線の鉄道駅周辺や中心市街地においては、市街地再開発事業等を行うことによって土地の高度利用や商業・業務機能の更新などを図る。

さらに、市街化区域内の農地や工場跡地などの低・未利用地については、土地区画整理事業等を行うことによって道路や公園などが整備された良好な市街地の形成を図る。

また、幹線道路の整備進展などにより、工業や商業業務など都市的土地利用への転換に対する需要の高まりが予想される区域では、土地区画整理事業等による基盤整備を検討し、都市機能の集約による良好で計画的な市街地形成を図る。

#### ② 市街地整備の目標

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に整備に着手することを予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。

市街地開発事業	地区名等
土地区画整理事業	常陸太田市東部土地区画整理事業

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### ア 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、東側が太平洋に面しており、南部の久慈川や里川沿いが低地のほかは、大部分が阿武隈山系の山々から広がるゆるやかな傾斜地である。

主な緑地は、花園花貫県立自然公園に指定されている花園溪谷・花貫溪谷周辺の樹林や、高鈴県立自然公園に指定されている高鈴山を中心に広がる樹林、太田県立自然公園に指定されている西山荘周辺の樹林、河川沿いの水辺の緑地である。

また、本区域は、日立市の神峰公園や常陸太田市の山吹運動公園、十王パノラマ公園などが整備され、住民の憩いの場として利用されている。

これらの自然的環境は、都市において、環境への負荷の軽減や人々のレクリエーション及び住民等の日常的な自然との触れ合いの場の確保、また、災害に対する防災性の向上や良好な自然景観の構成といった観点から、重要な役割を果たしている。

このため、本区域の都市づくりにおいては、森林法など他の法令との連携を図りながら、区域区分制度等による計画的な土地利用を進めることにより、緑地の保全や地域に存在する希少種の保護など、生物多様性の保全への配慮に努めるとともに、公園等を適正に配置し整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図ることとする。

###### イ 緑地の確保目標水準

本県における都市公園の確保目標水準は、住民 1 人当たりについて望ましいとされる都市公園の敷地面積 10m<sup>2</sup>/人以上を目標とし、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて都市公園の整備又は保全を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
1 人当たり都市公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	全区域：9.4m <sup>2</sup> /人 (本区域：7.3m <sup>2</sup> /人)	全区域：10m <sup>2</sup> /人以上

※1 人当たり都市公園面積：(都市公園整備面積) / (都市計画区域人口)

※都市公園：都市公園法第 2 条の規定に基づく公園又は緑地

※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

## b 主要な緑地の配置の方針

### ア 環境保全系統

高鈴山を中心に広がる樹林や西山荘周辺の樹林、久慈川や里川沿いの水辺の緑地、太平洋沿岸の砂浜などについては、本区域における自然環境の骨格を形成しており、野生動植物の生息・生育地として、また、CO<sub>2</sub>の吸収や大気の浄化等の環境への負荷の軽減などといった観点から重要なものであることから、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。

また、日立市の助川城跡や赤羽横穴墓群などの貴重な歴史的資源や文化財と一体となった緑地を積極的に保全する。

### イ レクリエーション系統

住民の日常のレクリエーション需要に対応するため、街区公園などの住区基幹公園や農村公園などの整備を促進するとともに、人々の生活に密着した社寺境内地の保全を図る。

また、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を持った運動公園など都市基幹公園の整備を進めるとともに、池の川総合公園や眺望が優れている小木津山自然公園、広域交流拠点としての神峰公園などの機能を増進し、利用を促進する。

### ウ 防災系統

地震や火災などによる都市災害に対応するため、災害時に住民の避難地となる公園・緑地を確保して一次避難地や広域避難地の拡充を図るとともに、延焼遅延効果がある緑地や農地の保全を図る。

斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地と低地の間に連なる斜面林の保全を図る。

### エ 景観構成系統

市街地の周辺に残された緑地など自然的な景観を維持するため、高鈴山を中心に広がる樹林や海岸と一体となった樹林、河川沿いの水辺の緑地などの保全を図る。

また、潤いのある都市景観を創出するため、幹線街路等の緑化に努める。

さらに、本区域内に点在する集落地の屋敷林や社寺林など昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全に努める。

そのほか、海岸防風林など自然的な景観の保全を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 公園緑地等の整備目標及び配置方針

1) 運動公園

運動公園については、常陸太田市に1か所（山吹運動公園）を配置する。

2) 総合公園

総合公園については、日立市に2か所（神峰公園、池の川総合公園）を配置し、その整備を図る。

3) その他の公園緑地等

その他の公園緑地として、街区公園などの住区基幹公園や風致公園などの特殊公園、赤羽緑地をはじめとする都市緑地などを適切に配置し、その整備を図る。

イ 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

1) 風致地区

山麓に残る樹林や市街地周辺の斜面林、海岸沿いの樹林等において、良好な自然的景観を形成している地区については、都市の風致を維持するため、風致地区制度の活用を検討する。

2) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものについては、緑地保全地域等の活用を検討し、特に良好な景観形成にとって重要なものや社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、特別緑地保全地区制度の活用を検討する。

d 主要な緑地の確保目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な公園緑地等（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 ・ 地 区 名 等
公園緑地等	
都市計画公園	池の川総合公園